

実験動物の緊急時への対応について

1 動物福祉上の配慮

(a) 水の確保

水源確保（井戸水や貯水を含む）、給水ラインの破断防止の措置を講じておく。
緊急時の給水用具（おわん・ポリタンク・柄杓など）を確保しておく。

(b) 飼料備蓄

最低1ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(c) 空調機能

空調機能を確保しておく。自家発電装置は飼養保管設備をカバーできる程度の高出力が望ましい。不可能な場合、家庭用温風機やファンヒーターなどの備えが必須となるが、その際は重油、軽油、灯油なども確保しておく。

(d) 汚物処理

汚物処理の対策を講じておく。緊急時、ケージや飼育架台などを水洗できぬ状況を考え、たとえば、床敷飼養への切り替え、じゅうのう、塵取り、ドライワイパーなどの用意、その他、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

(e) 飼育架台等の固定

震度5以上の直下型地震の揺れにも耐えうるよう、大型飼育装置は床固定式とする方が望ましい。飼育ラックや試薬棚類も壁固定を心掛ける（二段重ねの棚は上下固定も有効である）。その際、飼育ケージや試薬びん等の落下防止のため棚板に栈をつけることも必要である。

2 地域環境保全への配慮

(a) 動物の逃亡防止

緊急時に実験動物を逃亡させないため、まず、脱出防止装置の付いたケージで飼育すること、飼養保管設備内の吸排気口には金網ロック（窓があれば金網入りガラスの使用）を施す。また、飼養保管設備入口には十分な高さの鼠返しを取付ける。さらに、使用中の病原体、RI、導入遺伝子の種類の記帳、使用中動物の正確な個体識別などは日常から遺漏のないようにする。

(b) 地域住民への対応

緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明または資料の提供を心掛ける。

3 災害発生時における措置

動物実験実施者、実験動物管理者及び動物実験責任者は、相互に協力して下記の措置を講じるものとする。

- ・飼養保管設備及び実験室の施錠を行うこととし、実験動物を学外に逸走させないようにする。
- ・実験動物の逃亡、死亡の確認を行う。
- ・給餌給水体制、飼養保管設備及び実験室等の復旧を行う。
- ・水や飼料の確保が難しい場合は、人道的な方法を用いて安楽死処置を施す。

4 休日、夜間、緊急時の連絡体制

